

企業総合補償保険 電氣的・機械的事故、不測かつ突発的な事故の補償のおすすめ



企業総合補償保険では、従来の火災保険※では補償対象外であった「電氣的・機械的事故」や「その他不測かつ突発的な事故(破損・汚損事故等)」も補償できます。

© JAPAN-DA

電氣的・機械的事故とは・・・

(※)従来の火災保険とは、普通火災保険ならびに店舗総合保険の基本補償をいいます。

電氣的事故・・・

不測かつ突発的な外来の事故に起因しない、電気的作用にともなう機械本体または構成部品に生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的損害をとまう、ショート、アーク、スパーク、過電流等による事故。

(例:配線設備の取付不良により配線が接触し、ショートし焼損。)

機械的事故・・・

不測かつ突発的な外来の事故に起因しない、機械本体または構成部品の内的要因により生じた、焼付け・破損(折損・毀損・曲損・亀裂等、物体に荷重が加わることにより永久的な変形を遂げること。)等の物的損害をとまう事故。

(例:ギヤ・シャフトが異物をかみ込み破損。)

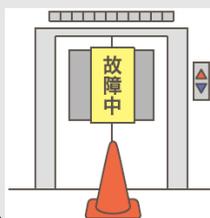
不測かつ突発的な事故とは・・・

盗難、騒擾、労働争議、破壊行為、航空機の墜落、車両の衝突、給排水設備の事故による水濡れ、破損または汚損。

保険金のお支払い例

電氣的事故

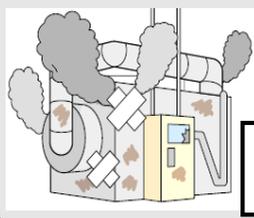
エレベーターの制御盤がショートし、作業不良が発生した。



支払保険金
335万円

機械的事故

機械設備の高圧異常により、機械内部のピストン等が破損した。



支払保険金
310万円

不測かつ突発的な事故

商品をフォークリフトで移動中に落とし、破損させてしまった。



支払保険金
360万円

※保険金をお支払いできない主な場合

- ・ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ
その他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- ・自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害
- ・保険の対象に対する修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 など

- 企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。
- このチラシは企業総合補償保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「重要事項等説明書」および企業総合補償保険普通保険約款をご覧ください。